

行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令案及び行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令について

総務省行政管理局調査法制課

1 概要

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）による改正後の行政手続法（平成5年法律第88号。以下「改正後行手法」という。）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正後行審法」という。）において、行政手続法の聴聞の通知、行政不服審査法の裁決の送達等に係る公示送達をデジタル化することとされたため、総務省令に委任された当該公示送達の方法を定める。

2 制定及び改正の内容

（1）行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）

- 改正後行手法第15条第4項等に基づき、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定める。（新規制定）

（2）行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第104号）

- 行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）を改正し、改正後行審法第51条第3項等に基づき、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定める。（第5条関係）

3 公布日・施行日（予定）

- 公布日：令和7年11月28日（金）
- 施行日：デジタル規制改革推進法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（デジタル規制改革推進法の公布の日（令和5年6月16日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）